

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

持分法とは？その適用範囲や会計処理について

Q 当社は持分 20%の関連会社のほかに、出資関係はないものの、人事や資金、技術面で重要な関係のある会社もあります。監査法人から連結財務諸表を作成するうえでどちらの会社も持分法を適用すべきという指摘を受けましたが、持分法とはどのようなもののでしょうか？

解説

持分法は投資会社が影響力を有しているものの支配を獲得していない会社などに対する投資の成果を連結財務諸表に反映させるという目的があります。

1. 持分法の適用範囲

関連会社に対する投資については、原則として持分法を適用します。

※関連会社とは企業及びその企業の子会社が、**出資・人事・資金・技術・取引等の関係**を通じて、他の企業の財務及び営業又は事業方針の決定に対して**重要な影響を与えることができる場合**におけるその子会社以外のほかの企業をいいます。

2. 持分法の会計処理

連結と持分法の連結財務諸表は下記のような違いとなります。

勘定科目	P社財務諸表	S社財務諸表	S社が持分法適用会社の場合	S社が連結子会社の場合
売上高	2,000	500	2,000	2,500
営業利益	500	200	500	700
持分法による投資利益	—	—	40(※)	—
当期純利益	400	100	440	500
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—	—	60(※)
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	440	440

(※)P社のS社の持分が40%の場合

3. 決算日

持分法の適用にあたっては、投資会社は被投資会社の**直近の財務諸表**を利用することが認められています。連結決算の場合は、決算日の差異が**3か月以内**の場合には重要な取引を調整することで子会社の財務諸表を利用することができます。

要するに…

基本的に持分法は被投資会社の損益の**持分相当分のみ統合**するのに対して、連結決算は個別財務諸表の**各科目を一緒に**し、そのあと**損益の被支配株主分を控除**して作成いたします。